

| |
|---------|
| 近畿地方整備局 |
| 資料配布 |

| | |
|----------|------------------------|
| 配布 日時 | 平成15年8月4日(月) 15時00分 |
|----------|------------------------|

| | |
|----|---------------------|
| 件名 | 大滝ダム白屋地区地すべり対策本部の設置 |
|----|---------------------|

| | |
|----|--|
| 概要 | 8月1日開催した第2回大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会において、ダムの湛水と因果関係があると認められたことから、近畿地方整備局は大滝ダム白屋地区地すべり対策本部を8月4日に設置しました。 |
|----|--|

| | |
|------|------|
| 取り扱い | 制約なし |
|------|------|

| | |
|------|------------------------------------|
| 配布場所 | 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 五條市政記者クラブ |
|------|------------------------------------|

| | |
|------|--|
| 問合せ先 | 国土交通省近畿地方整備局河川部 地域河川調整官 林 正己 電話 : 06 - 6942 - 4404 国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所 河川工事課長補佐 三上 章 電話 : 07472 - 5 - 3013 |
|------|--|

**大滝ダム白屋地区地すべり対策本部を設置しました。
また、対策を円滑に執行するために白屋地区地すべり対策
室の組織が新たに設けられます。**

1、設置理由

大滝ダムの白屋地区においては、試験湛水を開始して以降、家屋や畑地等に亀裂が発生、原因究明とその対策を検討するための8月1日第2回「白屋地区亀裂現象対策検討委員会」を開催しました。

委員会において、大滝ダムの湛水が原因であると認められたため、国土交通省近畿地方整備局では、この結果を真摯に受け止め住民の皆様の安全確保のために地すべり対策を円滑に執行するために大滝ダム白屋地区地すべり対策本部（以下「対策本部」）を8月4日に設置しました。

2、概要

対策本部は、近畿地方整備局河川部長（坪香 伸）を対策本部長とする。

現地対策部は、紀の川ダム統合管理事務所に設置します。

対策技術プロジェクトチームを設置します 別紙－1のとおり。

3、組織の拡充

・地元住民の皆様には多大な不安とご迷惑をお掛けしていることを重く受け止め対策（家屋損害に伴う補償及び地すべり対策工事）を円滑に執行するため紀の川ダム統合管理事務所に8月21日付けで**白屋地区地すべり対策室**の組織が新たに設けられます。別紙－1のとおり。

その間、**白屋地区地すべり対策班**を現地に設置します

別紙－ 1

対策技術プロジェクトチーム

- ・独法土研 水工研究グループグループ ダム構造物担当
- ・独法土研 材料地盤研究グループ 地質担当
- ・国土技術政策総合研究所 河川研究部 ダム研究室
- ・大戸川ダム工事事務所長
- ・近畿地方整備局 河川部 広域水管理官
- ・近畿地方整備局 河川部 河川管理課長
- ・近畿地方整備局 河川部 地域河川課長
- ・近畿地方整備局 河川部 河川工事課課長補佐
- ・紀の川ダム統合管理事務所 管理課長

紀の川ダム統合管理事務所に白屋地区地すべり対策室の組織が設けられます。

